WA 19
18

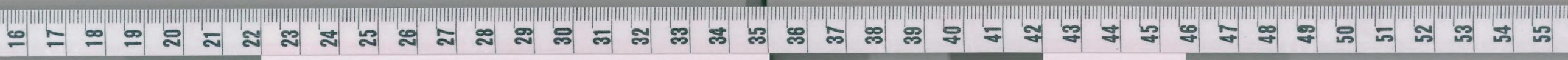

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』 請求記号 WA19-18

ガラス使用

聲曲類纂稿本

WA 19
18

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』 請求記号 WA19-18

ガラス使用

WA19
18

○和漢三才圖會云源本浄之三州冷泉寺ノ矢作（矢刺爲矢矯ノ訛）ト在リ矢作驛ノ金高ト云ヒ
いふ者の女（むすめ）を浄授物（じょうじゅもつ）と名（な）づく深の牛若丸奥州（おうしう）へ下（くだ）る路一夜（ひとよ）潜（ひそか）に彼女（かのじょ）と
逢（あ）ひ再會を契り別れ去る後期（ご）を過（すご）して還（かえ）り来（きた）らず女恨（うら）て死を賜（たまわ）らんと
投（な）て死（し）に侍（じ）女（じょ）と云（いう）者（もの）悲歎（ひたん）して遂（つい）に尼（あま）となり海（うみ）辺（べ）に
祝（いわ）ひ菴（いおり）を結（むすび）て阿弥陀堂（あみだどう）を建（たて）冷泉（れいせん）と号（ごう）すとあり（形見（かたみ）に）
本文（ほんぶん）縁起（えんぎ）の可（か）否（ひ）は知（しら）ず十二段（じゅうにだん）ありて段（だん）の目録（もくろく）を編（あ）む
○前巻（ぜんかん）浄授物語（じょうじゅものがたり）十二段（じゅうにだん）の目録（もくろく）

第一　浄授（じょうじゅ）生（うま）るの事（こと）　第二　花桜（はなざくら）の段（だん）
第四　そとのこ（そとのこ）ぐんの段（だん）　第五　竹（たけ）の段（だん）
第七　志（こころざ）のびの段（だん）　第八　よろこびの段（だん）
第十　市（いち）に立（たち）つりの段（だん）　第十一　ふきあげ
第三　美人（びじん）探（さが）の段（だん）
第六　さうびの段（だん）
第九　やまとことばの段（だん）
第十二　市曹月（いちそうげつ）づゐの段（だん）

○蜀山先生（しょくさんせんせい）の假名世説（かなよせつ）に三味線（しゃみせん）の作者（さくしゃ）を古辺（こへん）と称（しょう）す二代目善蔵（にだいめぜんぞう）の事（こと）なり初代（しょだい）は源左衛門（げんざえもん）二代目は善蔵（ぜんぞう）と称（しょう）して勢撥（せいばち）となり貧心（たいしん）と号（ごう）し

932939
書 48.3.17 国立国会図書館

世俗ガツソウ近江ガツソウ善之来としいふ三味線に自称を作る
貞心作三絃絡ハ　お雲　八重垣　妻籠　以上三挺三味線といふ
しぐき　山彦　これを二挺三味線とし　大潮　鳴戸　鏡山　奈虫　常盤
雲井　たるう　籬　ふしき　百とせ　十二瓜　いかづち　以上十二挺三味線と云ふ
右に記ハ所の古近江ハ通称初巻ニ付たるせると異なり尚ほ左によつて略ふむへし
○南水漫遊云　淡路座秘書に云　摂州西宮小道薫といふ人佛神の
作り所をなぐ所ゆる小見より海上波風静にして猟船多くの魚を得る
へし時に左薫志たるくいさみてこまかり見れハ風起り波なふして夏に
漁猟なりしかハ百太夫といふ人木偶を作りて神の法あるゆる箱のうちにて
身をひそめ木偶をもて道薫に持たるゆゑ道薫の法機嫌を伺ん為来りしとて
作んをなくさめ得る見より亦波風猟り漁猟なりしと云ふ時の
帝此事を聞し召れ林に庭に召れ百太夫都に覚り此縁をつとむ
此れによつて諸伎藝首といふ号を下され諸国諸社の神いさめの事を

勅免ありしより胸に箱をかけ木偶をかつて神をいさめ得り見傀儡子の
始なり百太夫ハ諸国をめぐりて淡州三原郡三条村といふ所にて身まかり
得る小伊某の四人百太夫に倣りて傀儡の業をなせり見淡路座操の権輿
なり右淡路座の操四十餘座ゆり当時諸国に変えて名なるきハ上村日向
掾を宮上といふ是を作の表口に大日本諸藝首といふ額を懸る近世
寛延宝暦の頃近西宮より傀儡来りしから今ハ絶て見えず　傀儡子昔ハ西の右に元も
よりも出しん江戸の方言にハ山猫と云人形を迎して来る山猫ハ
なつけ鞄のゆき鉄の鉄

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用

△傀儡の始をいと古くよりありて和漢ともに出来るよし見えたり

埋

まづあひとえけ木偶ある所の宮に笠井氏といふ人形芝居座あり
芸を見せしりて浄瑠璃語る者を大夫と呼び来りしと云り　井一巻上村日向掾が件に
いへる世とは彼とたぶりされとも其の始りは伊予もたしかなる人の語る事ども記して
謡ひける事なし但しなほある傀儡諺に狂坊といふ者ありて傀儡師の散木
集にも傀儡舞しは古くより来て居りと記されたるといへる傀儡の事ともいふなし　いまし八
此女人のは傀儡とはいひてこれ傀儡女にさへ此伎とあるてこれ遊女の異とし
遊女をさして傀儡とはよびありしとや九州国東海道三河遠江とも山陽播州山
陰なり所にこれおはしぎる海と下党とをもとあんまみのゆる三味線浄瑠璃もありし
小唄に和しこれより説経或ハ上るりに和して深すさびしより人形にも合せ次第にも悠
たくみにありて今世の如き壮観とはなりけれ
唐土にも漢の高祖平城に囲れし時陳平謀りて冒頓単于が妻閼氏が妬忌を知り
木偶人を造りて機関を運らし城間に舞しめて閼氏城下に慮りて単于をすゝめ
軍を退しめし事詩書言故事雑戯の部及大成傀儡の部にも見えしとてこれらにおこりて懸絲傀儡の
始ありしとあり此やつの始あるべしよりてこれを南京あやつりといふなり
此外者の雑芸人形芝居にて八大坂の竹本座とりつるの首込み中ざしを
あらはしてえ来操人形は首だけにありて衣をきせ手足も無く人の手を
入て仕ふなりの衣袖の外見苦しきをかくさ自ら手足して人形に手を
掛付けしより始まりて足をつけ身の指を働し眼を開き眉を
動かす故に近来まさなくの自由に作るなりこれ竹本氏の大夫を始とし
云々

○説経の事ハ南家の儒者賓兼の子少納言通憲通憲の子澄憲澄憲ハ
叡山の僧徒にて天台の法文をよくし儒在をさみせり説経をよくし其弁舌鮮
かにて舌端泉の如く聴衆耳を清し又覚えのよく定圓と云者ありて園城寺の
徒にて唱説を善くして又一家をなして今天下に唱導をなしける二家に劫
へりけて妻帯も痛しき八無上正真の道流詐偽俳優の伎となる事嘆すへしと
和語連珠集本文安を摘む宝永元年梓行ありといへり檮るに役の小笠原竹を通憲入道信西
の曲にかなうとえらひて磯の禅師といひける女に教へしまへせしより中ごろ
むすめ静といひしは舞をつたへ白拍子の根源なり仏神の本縁
をうたひしと書り本縁ハ縁起なり今の説経とはこれよりおこり
多く仏在によりて作りし故其の鄙陋の文ハあれとも祭文とハ
神仏或ハ故人を祭るに其の旨をあやに作りしものなれハ文席にてうたり

手向(たむけ)しものん被語にハ必奉ると云詞を加へ錫杖(しやくぢやう)をかしらにて給ふへし也

伊勢名所図会俤を言の件にいふ　此寺寛永の比南光隆と云女子文作りし佛法に入りしと云事也[illegible]　後註とひとしく

〇南水漫遊云　近松門と号し　大詰了雲ありに　男本に抱へ　義門と号し　来平するとて近松ある入て僧と

る有職を記憶せりこ　わりて寺門の僧

の内に近松門といふ也よし　男山先生の仮名世説まさ

之ニ智慶海あるは江戸柳島法性寺の碑文に記せる広海

誌しけれと墳墓は我巻にいふ如く大坂谷町法花宗法妙寺なり

浄瑠璃作者雑波みやげといふ冊子に積翁の近松が像に題する詩あり

見性却清醇　春温渾満瞳　匀輪譜歌紗　申休門榜爍

享齢凝壯椿　空眼転洪鈞　少成綺語神　楽隠特相親

[illegible]

□男女の情死

其蜩老人が孫の萌艸　南水漫遊　ホの文を摘て云○

○近松か文勢にハ人を寒からしむる気味あり元禄十六年癸未四月最勝寺度百人上籠と

いふ院本に蜆の道行に蝶の翼のかしらいを年まとめて梢もハ露の玉をも

ぬきとゞめる雪ハ花より花の雪と書けり是あん円機活法雪の部に鶴毛蝶粉と云四字

をかりて作れるは文人が雪を詠せし詩をかりたり　蝶遺粉翼軽難捨鶴墜

霜毛散未轉といふ句を引借りたりとせる才能をいろ〳〵和文を詠し　かた近松

枚挙すへしとて其むかしの清元か浄瑠璃にしるし　南水漫遊　萌艸　其蜩老人

田中桐江が橋居漫筆に云　貞享の頃に積徳の貢をとりふく近松が方にかもきしが

浪花にて名を記しける茶店の焼香のさまといふて金の冠を被る

書るを所人のみといふはハ何かに似合しらぬ物に賞してある也

金の冠をかぶりといふ計りにて漸くハ松屋にゆりとりて書つけたると見て大坂

とりや又京保五年の冬近松門左衛門住吉新家の料理屋に遊びて今も大坂かし

芝居番附の大夫の名を書いて其年迄大坂の浄るりを見せたるは

ひきてよりむかしを好んで　其昔ハ近松ありて　浄瑠璃の作者の始りなれハ

大坂にてかたりけるに手に筆をとりて書きけるまゝ書つけしとて走り出

記し書つけの中ハ近松流野郎帽子ハ其かのとつけし　近松か作を見るに

しれ大坂にいへる者ありとかくもてはやさるゝを見て諸方の者も皆かく

此者ありとて浪花の風流雅言に同じく島に春ぬし　生前の日

物語のうちに書しつけぬ

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用

五之巻 惣論

四条坊の某といふ人俳諧発句を以て長崎の一番役といふものを好みよし
とおもひしがそれと年代を失ひ西鶴が播磨の男色大鑑に第三の巻に
長崎より一番役といふ男ありて四つ木といふ子を好みし白拍子
童子近世の哥をかけてうたはし老人の此事をきけるに
ねしらえてとある

日本人の名を此辺に
任ん
此儘にあらん

同

○南水漫遊 竹本氏木芝居の作者忠信を先とす　南の浪速八木源の刻ありては豊竹なり

其のほとりを省きいふてあまたに寄く。

第二巻と合せて一とし其の外ともに作者の姓名を附しかと俗を漏せるもの有くん

年

紀海音 通称榎並貞義と云俗称鯛屋の後善八と改む俗となりて高松郎と云
俳名して医を業とし又契沖師の門に入て歌学を学び契因と云
鳥翁敵と号しより作者としふへ文元○辰の夏法橋に叙し延享中
寛保三年戌十月四日行年八十才にて没し墓八丁目ち寺宝樹寺に在り

文耕堂 姓松田和吉と云 千前軒門人　錦文流 西鶴門人○　櫻塚西吟 摂州池田の人俳諧をよくし 西鶴弟子之

三好松洛 医師之　吉田冠子 人形遣ひ吉田文三郎といふ者の倅二代目 文三郎おやまつかひ名人なり

並木丈助 小の新地茶やと云　竹本三郎兵衛 倅なり 竹本筑後掾の　近松半二 穂積伊助と云 医師の倅なり

為永太郎兵衛といふ 姓八任田氏名[illegible]　春草堂 宮田瑞庵と云医師なり 俳名笛十といふ

菅専助 医師の倅 豊竹光太夫　長谷川千四 初め若竹の俳諧に名を出して作者となりけり 称俗

安田蛙文 あそう家に仕へしと云　近松東南 東南伊助と云 老松法師となりて 綾子播磨と改 三絃の上手なり

浅田一鳥 森本三郎と云 謡の師之　中村阿契 姓関(?) 八民平七 坂下大坂やの太平次への倅

若休笛躬（わかやすふえみ）　若休友九市と云人形をひろう　二代目笛躬　俗名治郎　後太公舘

松の正太市　三井某　嘉栗八貫　豊竹應律　若太夫号を春と

谷田むく　俳諧師　栄蘭古男徳森　休本咲考　栄善平　右仁栃と云浄る語

七才（ちさい）る　茅原（ちはら）一と云　医師なり　川四市　長岡介銅（ながおかかいどう）　七百　長岡介銅門内やで琴を弾と云者なり

中村魚眼　雑俳判化中村屋と云　近松やお死（おし）　柳左市他と云

引馬夏生　狩笑居の　梅の下机（うめのしたづくえ）　お茶屋　湖水軒

餘上梓の後見更（あらた）る事あり　且（かつ）添（そえ）ることとなり

譲（ゆず）りし意を止（とど）めぬれ此海（このうみ）よお續（つづ）き載（のせ）る浄瑠璃（じょうるり）の系譜（けいふ）実（じつ）に今（いま）お續（つづ）きるいまだ尚（なお）ほ闕（かけ）たる部（ぶ）多（おお）きを遺憾（いかん）とす

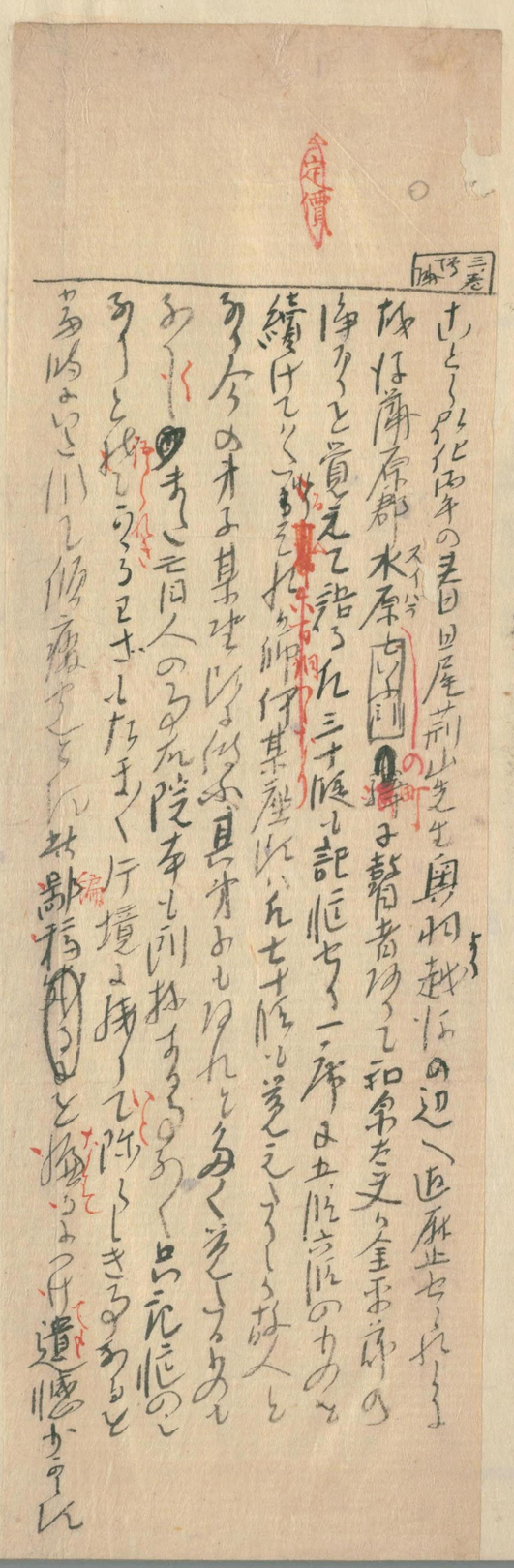

定價

三巻（みまき）ノ内（うち）

さても文化四年の春日尾荊山先生奥州越後の辺へ遊歴（ゆうれき）されし時（とき）

柳（やなぎ）は薄原都（すすきはらみやこ）　水原古川（スイバラふるかわ）

浄瑠璃（じょうるり）と賞（ほめ）え語（かた）るを三十段（さんじゅうだん）ほど記（しる）し一冊（いっさつ）とせし

續（つづ）けて又（また）記（しる）せし三十段（さんじゅうだん）ほどの

合（あわ）せて六十段（ろくじゅうだん）ほどを座敷（ざしき）にて七十段（しちじゅうだん）ほどを覚（おぼ）えて語（かた）りし故人（こじん）と

今（いま）の才（さい）よ其（その）座（ざ）に居（い）合（あわ）せし人（ひと）のみ多（おお）くなりぬれば

ふたゝび語（かた）る人（ひと）なく又（また）聞（き）く人（ひと）もなし

まして三百人（さんびゃくにん）のみ多（おお）き院本（いんぼん）の

ふたゝび行（おこな）はるゝ事（こと）あらんとは

思（おも）ひもよらざりしかば

遺憾（いかん）ながら

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18
ガラス使用

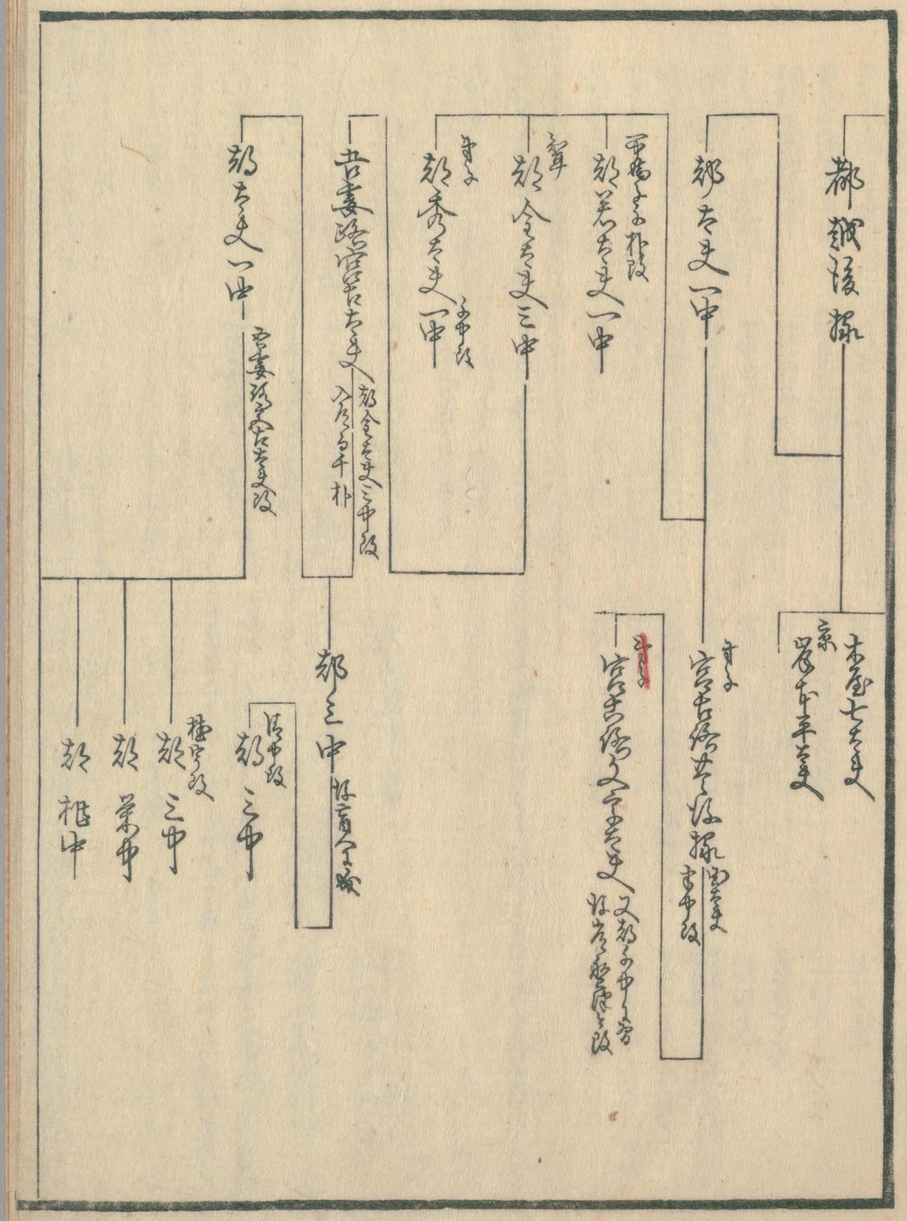

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用

松本治馬太夫

宮古路豊後掾の門人にて一派を立て松本と改む 此太夫弟子 是後の豊後の大夫 都路太夫

志摩太夫 志賀太夫 常磐太夫 錦太夫 林太夫 小野太夫等あり何れも松本を名のる

富本豊前掾藤原敬親

富本代々紋 下は草輪図

宮古路豊後掾の門人にて宮古路小文字太夫と云 後に福田 常磐津文字太夫と云 其後小文字太夫と改む

後改めしは時より不同姓と改て名を小文字太夫といへり 延享元子年師と絶

て寛延元辰年七月 東宮暦二年とも 富本豊志太夫と改め自分一派を立る

今にあり 明和元年申十月廿二日四十九才にして終る 浄土宗浅草

新寺町に葬る 門人数多ありて枝葉を遂げにけり 男なる午之助豊前太夫と改む 次に出しかし

中なし

二代

富本豊前掾藤原敬政

豊志太夫 後に豊前太夫 幼名午之助 前太夫の子にて幼年なり

初は午之助とて十才の頃より豊志太夫の名を補助として又豊前太夫と改め

数度ありて十二才にして出座して後廿二年の頃豊前太夫を改

豊前掾と受領して其の芸流を

世に広め文政五午年七月十七日六十九にて終りぬ 浄土宗 芝 門人数

多ありし一家をなして是より次より出て其の時三代目豊前太夫

画像 出座の巻 九ヶ年

富本斎宮太夫

元祖豊前掾の門人なり元来武家にて後町人となり米商人也

芝神田川の辺又南茅場町に住し清水屋喜兵衛と号す浄瑠璃を好みて

諸流に渉る二代豊前太夫午之助より前見る所あり斎宮太夫と

改名し後午之助豊前太夫と不和となりて本姓清元を名乗

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』 請求記号 WA19-18
ガラス使用

剃髪して延壽斎と号ス（延壽斎の名ハ高貴の御方より賜る所之とぞ）享和二年戌五月十八日七十二才に
して病に終ル遺り本所中の口氣稀なる葬ス（紹宮太史宮君太史也 其外門人多し）

清元延壽斎 本石町三丁目住

横山町に住し菜并油を鬻し岡村屋藤五郎が男なり幼名吉五郎と号し
幼より淨瑠璃を好ミ延壽斎に随身して斎宮太史の名を譲り更延壽斎
の銘を勒む師没して後故ありて文化五辰年豊後路清海（きよみ）太史と称しらるむ
この時紋所青海浪を用ふ 然るに清水の姓殖人の名を歎き清水氏の末荒井某の望により
改て清水と名のる文化十一戌年市村座へ出し時故ありて清水を改め清元と
号し延壽太史といふ（清水の清の字をとりて右ハ清ちめしと云）一派の曲節を語り出して世に賞せらる
る難類して二世の延壽斎と云文政八酉年五月廿六日終ル法蓋宗深川
淨心寺へ葬ス門人数ふるに遑ふらず

三ノ二十五

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用

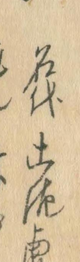

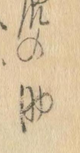

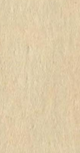

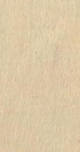

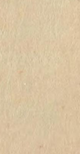

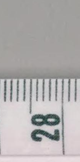

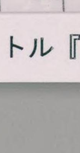

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用

豊芥記

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用

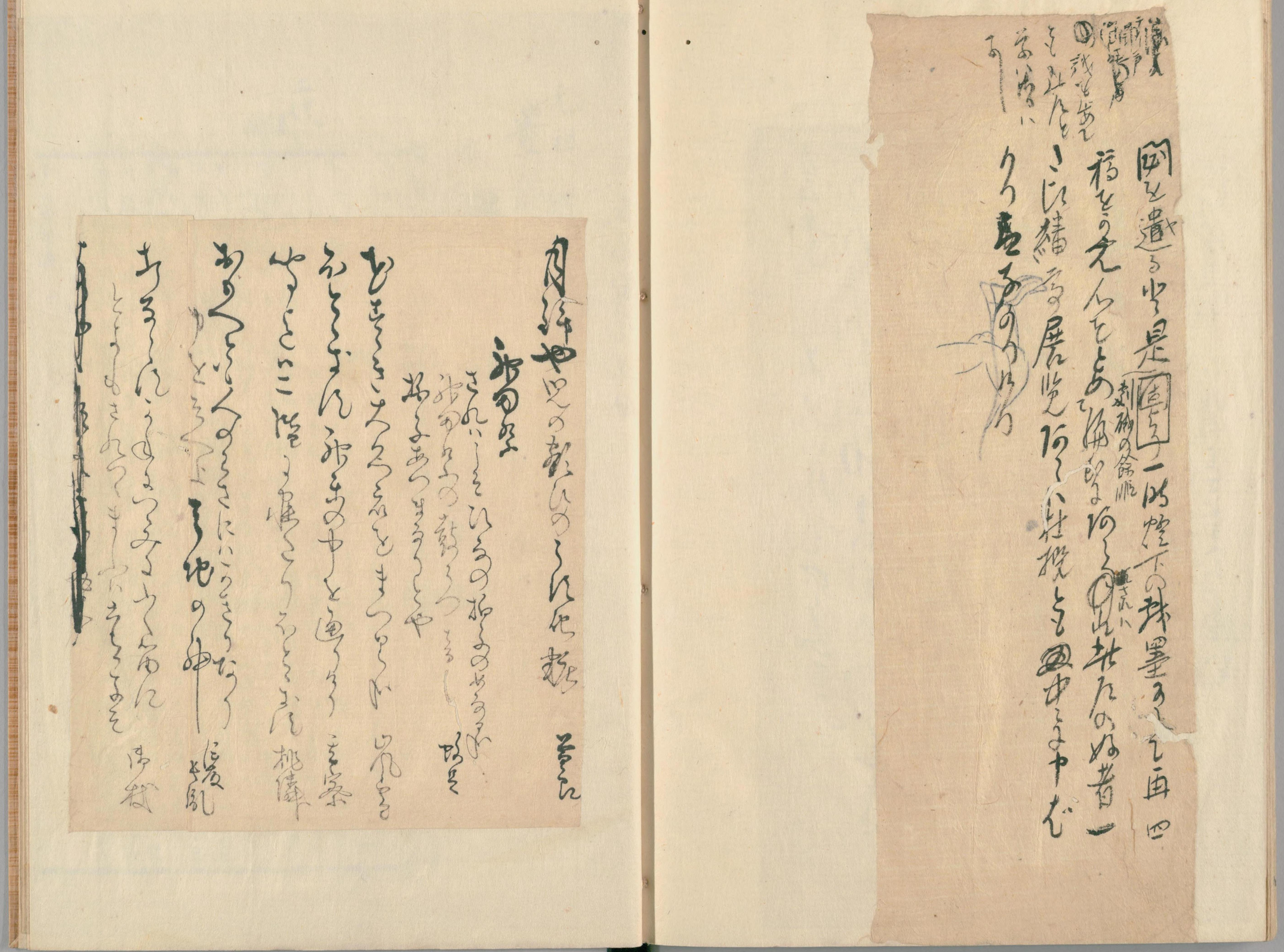

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用

女学範所載

處女賦　小野通

適嚴君之明訓居慈閨闈之幽師詩書学四德經内則習和柔哀牝雞晨於殷喜關雎匹于周遍看古昔之傳心與列女同遊温故寧不能及希修身寡悔於書中不遠萬里眼前忽到幾州見彼敬姜于魯謁此孟母於鄒求女師其未少古人德以迄今履霜以思致氷抱是寒木之心服節儉不暇飾何冶容而救溢向窓下而紡績燒膏油而執鍼此小勤不足苦耻惰身不如禽只徒飽食温衣甚成而送光陰括囊顧緘口戒畏驕鑑女史箴嗚呼余志之堅不可以貪富侵雨露湿制春服西風來催秋砧樂只有二親在家教何為不力家尊之嚴且慈母之慈向則惠予以義方愛教予以正法式令未得窺古賢使余無生姑息知女子之多慎識事之有蠶織安閨中志在内不除而樂草色身自不出戸庭言則不出於國精神肅而以閑也四體靜而端直也恐日月之荏苒無業之供子職願守身無詒罹永思而以抑之

新上東門院　照泊門　紹運泳

陽光院祥后

後陽成院様母

元祖

豊前掾　藤原敬親　俗性福田彈司ト云　寛延二巳年十月受領ス　紋鶴ノ丸

明和元申年十月二十二日死去

法名　榮廣院覺譽良聲流音信士　行年四十九才

浅草新寺町　專修院

二代目

豊前掾　始豊志大夫　後豊前太夫　文化十四丑年十月受領　嵯峨御所ヨリ

免許　任豊前掾敬政

文政五午年七月十七日死去

法名　榮豊院量譽壽松道繁信士　行年六十九才

国立国会図書館　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用

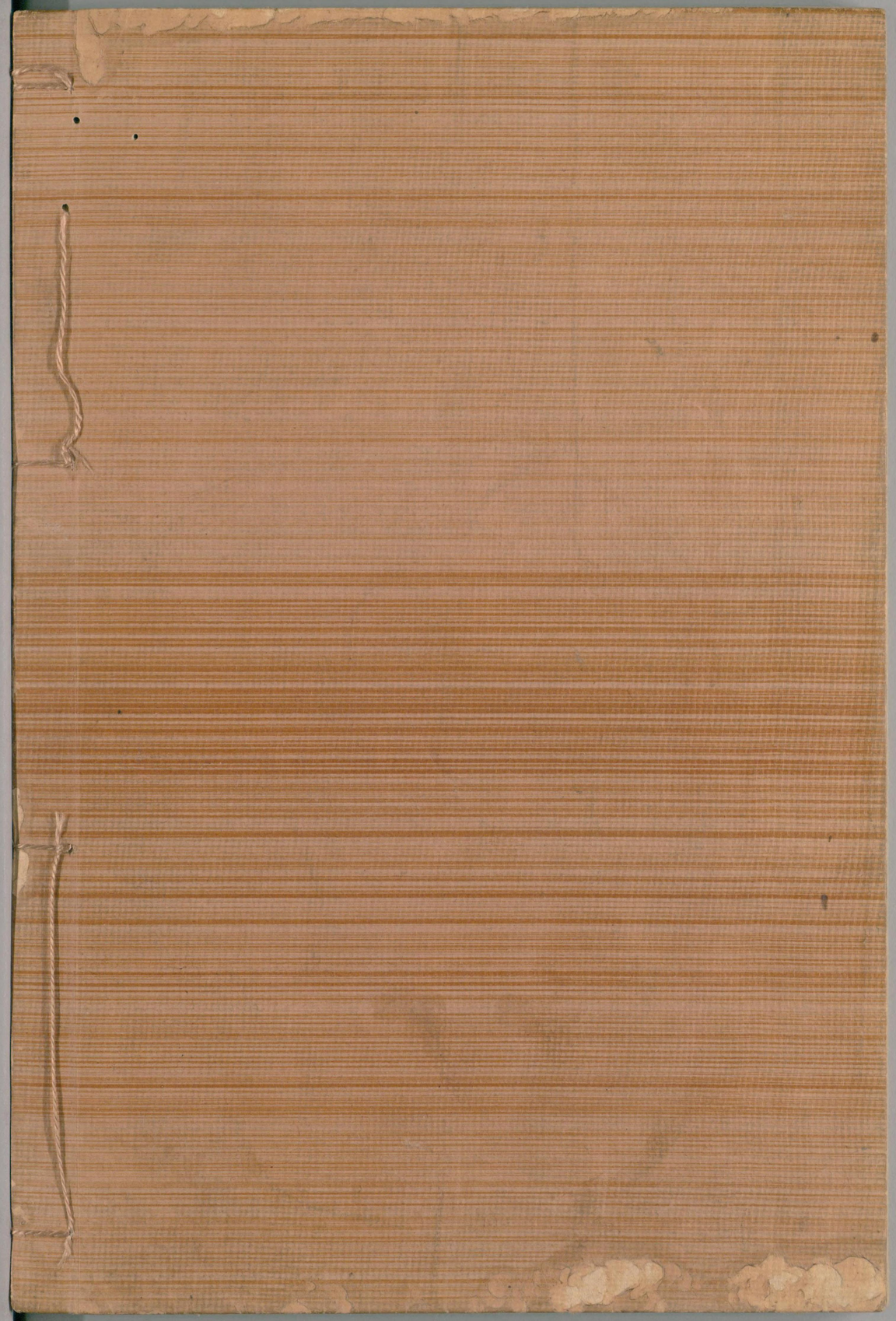

国立国会図書館　　タイトル『声曲類纂稿本』　請求記号 WA19-18

ガラス使用